

# 令和5年度 「足場の組立て等作業主任者」技能講習

## — ご 案 内 —

建設業労働災害防止協会  
新潟県支部

新潟労働局長登録第24号  
(有効期間満了日：令和6年3月30日)

労働安全衛生法の定めるところにより、次の作業を行う場合は、労働局長に登録する教習機関が行う標記の技能講習を修了した者のうちから各作業現場ごとに作業主任者を選任し、その者の直接指揮監督のもとで作業を行わせなければならないことになっています。

### 対象作業

・つり足場 ・張出し足場 ・高さが5メートル以上の構造の足場 の組立て、解体又は変更の作業

#### 1 講習期日、会場等

|          |  |
|----------|--|
| 1 開催日時   | 令和5年4月13日(木)～14日(金)<br>受付開始 午前8時30分～ オリエンテーション 午前8時50分<br>講習時間 午前9時00分～    |
| 2 会場     | クロスTEN十日町 (3F レセプションホール)<br>十日町市本町六の一丁目 71 番地 26 TEL 025-757-2323          |
| 3 申込先    | 建設業労働災害防止協会 十日町分会<br>十日町市妻有町東1丁目 5-15<br>TEL 025-757-4388 FAX 025-752-3176 |
| 4 受付期間   | 令和5年2月6日(月)～ 定員になり次第締め切ります   |
| 5 受講料振込先 | 第四北越銀行十日町支店 普通預金 No.82369<br>建設業労働災害防止協会新潟県支部十日町分会 分会長 高橋 一志               |

※受講者が少数の場合、中止することもありますのでご了承ください。

### 人材開発支援助成金のご案内

この技能講習は、人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の対象です。  
なお、詳しくは下記へ問い合わせ下さい。

新潟労働局職業対策課 助成金センター

〒950-0965 新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル 1F  
TEL (025) 278-7181

## 2 受講対象者

1. 21歳以上であって、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
2. 大学、高専、高校において土木、建築又は造船に関する学科を卒業し、その後2年以上足場の組立て等の作業経験を有する者
3. その他厚生労働大臣が定める者  
建築等の職業訓練を修了し、その後2年以上足場の組立て等の作業経験のある者（足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条の資格を有する者）

## 3 受講者別受講科目と受講料

| 講習対象別<br>講習内容及び時間 |                        | 全科目<br>受講者 | イ 一部免除受講者  |  |
|-------------------|------------------------|------------|--|--|
|                   |                        |            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職業能力開発促進法又は改正前の職業訓練法に基づく養成訓練のうち、とび科の訓練を修了した者</li> <li>2. 職業能力開発促進法又は改正前の職業訓練法に基づく検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者</li> </ol> |  |
| 第1日               | 専門知識<br>(9:00~17:05)   | 7時間        | —  |  |
| 第2日               | 関連知識<br>(9:00~12:10)   | 3時間        | —  |  |
|                   | 教育・指導<br>(12:50~14:20) | 1.5時間      | 1.5時間  |  |
|                   | 関係法令<br>(14:30~16:00)  | 1.5時間      | 1.5時間  |  |

  

|      | 受講料<br>(税抜) | 消費税<br>(10%) | 税込受講料<br>(A) | テキスト代<br>(税抜) | 消費税<br>(10%) | 税込テキスト代<br>(B) | 合計 (A+B)<br>(消費税、テキスト代込) |
|------|-------------|--------------|--------------|---------------|--------------|----------------|--------------------------|
| 全科目  | 12,895 円    | 1,289 円      | 14,184 円     | 1,560 円       | 156 円        | 1,716 円        | 15,900 円                 |
| 一部免除 | 10,258 円    | 1,026 円      | 11,284 円     | 1,560 円       | 156 円        | 1,716 円        | 13,000 円                 |

登録番号 T5010405001851

一部免除受講者の受講が必要な講習科目は、第二日目の教育・指導、関係法令のみとなります。（修了試験は受けていただきます。）

講習時間に遅れないようにして下さい。

第二日目の関係法令終了後、修了試験を行います。

欠席者の受講料は原則としてお返しいたしませんのでご了承下さい。

## 4 申込

### (1) 受講申込書について

- ① 当該箇所に、必ず受講者本人が誤字・あて字等ないように記入して下さい。
- ② 写真 (3cm×2.5cm) 1枚 (6ヶ月以内に撮影された脱帽・無背景のもの) を貼付して下さい。
- ③ 事業主証明の印を忘れずに押して下さい。

### (2) 添付書類について

- ① 本人確認証明書 (氏名、生年月日及び住所を確認できる書面) のコピー

本人確認証明書は次のいずれかの1つ (当日原本を確認します)

- ① 自動車運転免許証
- ② 健康保険証
- ③ 住民票
- ④ 労働安全衛生法の各種免許証
- ⑤ 建災防新潟県支部の各種技能講習修了証 (安全衛生教育等は含まれません)

- ② 科目の一部免除者は資格を証する書面等のコピー  
(講習日に原本を確認いたしますので必ず持参して下さい。)

### (3) 申込方法

- ① 申込書 (添付書類を含む) を十日町分会へFAXして下さい。その後、郵送して下さい。
- ② 受講料は、振込先口座に振込みをして下さい。
- ③ 申込書 (添付書類含む)、受講料入金確認後、受講票を送付いたします。

写 真

全面のり付けし  
貼付けて下さい

3cm × 2.5cm

# 足場の組立て等作業主任者 技能講習受講申込書

※受付番号No.

|  |   |                            |   |                     |
|--|---|----------------------------|---|---------------------|
| 講習希望日  | 年 月 日～  |                            | 日開催分  |                     |
| ふりがな   |   |                            |   |                     |
| 氏名   | 生年月日  |                            | 昭和<br>平成                                      | 年 月 日               |
| 併記を希望する場合の旧姓または通称  | (旧姓又は通称名が確認できるもの)<br>(住民票等)の写しを添付すること   |                            | (満 才)   |                     |
| 現住所  | 〒 _____   |                            |   |                     |
| 自宅電話番号   |   |                            | 携帯電話番号  |                     |
| 当該業務の<br>経験年数  | ①   | ※平成27年6月末までの経験年数           |   |                     |
|  |   | 自 昭和・平成                    | 年 月   | 年 月                 |
|  |   | 至 昭和・平成                    | 年 月   | 年 月                 |
|  | ②   | ※平成27年7月からの平成29年6月末までの経験年数 |   |                     |
|  |   | 自 平成                       | 年 月   | 年 月                 |
|  | 至 平成  | 年 月                        | 年 月   |                     |
| ③  | ※平成29年7月以降の経験年数   |                            |   |                     |
|  | 自 平成・令和   | 年 月                        | 年 月   |                     |
|  | 至 平成・令和   | 年 月                        | 年 月   |                     |
|  | ①+②+③の合計年数  |                            | 年   | 月                   |
|  | (注) ※足場の組立て等特別教育修了日 平成・令和 年 月 日<br>(特別教育修了証の写しを添付して下さい)<br>①の経験年数がない場合は、特別教育修了日以降のみが経験年数となります |                            |   |                     |
| 経験年数が<br>2年から3年<br>未満の方のみ<br>記入して下さい                                       | 卒業証書の写し又は卒業証明書を同時に提出して下さい。<br>下記のいずれかに○を付け、具体的に記入して下さい。<br>(土木、建築、造船)に関する学科を専攻して卒業しました。       |                            |   |                     |
|  | 最終学校<br>(学校教育法による学校)  | ( )                        |   | 大学・短大<br>高校・高専(5年制) |
|  | 学科名   | 科卒業                        | 卒業年月  | 昭和・平成 年 月           |
| 所<br>属   | 事業場名  |                            |   | 担当者名                |
|  | 所在地   | 〒 _____                    |   |                     |
|  | 電話番号  |                            | FAX   |                     |
| 事業主証明  | 上記の経験年数が相違ないことを証明します  |                            |   | 新潟県支部 会員, 非会員別      |
|  |   |                            |   | 会 員 非 会 員           |
| 講習の一部免除<br>希望の有無   | 有   | 無                          | 講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面を申込時に添付すること |                     |
| 個人情報の取扱いについて<br>本申込用紙にて当支部に提供していただいた個人情報は、技能講習及び教育の修了証管理の目的以外では一切使用いたしません。 |   |                            |   |                     |

【注意事項】 ・受講申込みの際の特別教育修了証の添付の要・否等については、裏面からご確認願います。  
・本人確認書類(自動車運転免許証コピーなど)は必ず添付して下さい。

年 月 日

建設業労働災害防止協会 新潟県支部 殿

# 「足場の組立て等作業主任者技能講習」の 受講申込みをされる皆様に

## — 「足場の組立て等特別教育修了証」等の添付のお願い—

この技能講習を受講するには、3年以上の経験が必要ですが、平成27年7月1日の労働安全衛生規則の改正により、「足場の組立て等の業務」に従事する者は「足場の組立て等特別教育」を受講するよう規定されたことから、今後、この技能講習を受講される皆様からは、従来からの事業主による経験証明に加え、原則として「足場の組立て等特別教育の修了の有無」を確認させていただくこととしました。

については、受講申込みの際には、次により対応をお願いします。

### 1 足場の組立て等特別教育修了証（写し等）の添付が必要

- ① 平成27年7月1日以前から足場の組立て等の経験はあるものの平成29年6月30日までの間では経験年数が3年に満たない者
- ② 平成27年7月1日以降に、初めて足場の組立て等の業務に従事することとなった者

### 2 その他注意事項

- ① 満18歳に満たない年少者には、足場の組立て等の業務は禁止されていることから、業務経験年数は満18歳に達してからの年数となります。
- ② 改正労働安全衛生規則の経過措置は終了しましたので、平成29年7月1日以降は、「足場の組立て等特別教育」を受講していないと「足場の組立て等の業務」に従事できなくなっていますのでご注意ください。